



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会社名 丸一鋼管株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 博之
(コード番号 5463 東・大 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員総務部長 鈴木 省三
(TEL 06-6531-0101)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 7 日開催の取締役会において、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等（注 3）の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する方針（以下、「本方針」といいます。）を決定したのち、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 72 回定時株主総会で本方針の継続を議案として諮り株主の皆様のご承認を得ております。その後、平成 19 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を従前に増して担保するため新たに「独立委員会」を設置することや、本方針の有効期間を 3 年にすることなど、本方針の一部変更を決議し、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 73 回定時株主総会で株主の皆様のご承認を得ております。また、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、関係法令の整備に伴う所要の修正など、本方針の一部変更を決議し、平成 22 年 6 月 28 日開催の第 76 回定時株主総会で株主の皆様のご承認を得ております。

今般、本方針について、平成 25 年 6 月開催予定の第 79 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時をもってその有効期限が満了することから、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、継続の是非を含め検討してまいりました。

その結果、その後の法律の改正、情勢の変化や平成 20 年 6 月 30 日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等を踏まえ、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本株主総会における株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本方針を継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本方針につきましては、当社監査役 4 名はいずれも、本方針の具体的な内容が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を表明しております。さらに、本方針の継続につきましては、当社の独立委員会委員の 3 名全員が承認しております。

なお、平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 3 の「大株主の状況」とおりです。また、本日現在、特定の第三者から当社株券等の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございません。

1. 大規模買付ルール必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。そのためには、大規模買付行為にあたり十分な情報が株主の皆様に提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社の経営には、鉄鋼産業の一翼を担う鋼管の製造加工および販売などを行う企業としての豊富な経験、国内外の取引先および顧客等との間に築かれた長期的取引関係、全国に立地する各工場と地域社会との関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。そのため、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう、IR 活動を通じて事業内容の適時開示に努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先および顧客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等は、重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を慎重に検討し、大規模買付行為開始後に公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかる

プロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。また、当社取締役会は、本方針の運用の適正性を確保するためと大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するために、「独立委員会」を設置いたしております。独立委員会の概要は添付資料のとおり、弁護士 2 名と当社社外監査役 1 名により構成されております。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、引続き以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。概要につきましては別紙 1 のフローチャートをご参照ください。）を設定し、これを継続することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- (1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
 - (2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は次のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）

本必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なるため、大規模買付者が大規模買付を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断の

ために必要であると認められる場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、速やかに公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合の取締役会評価期間の開始する日および満了する日を速やかに公表いたします。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本方針に基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。本方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の公正性、透明性を担保するため、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対して対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。現在の独立委員会委員である川下 清氏、村尾 勝利氏、佐々木 寛治氏は本方針継続後も継続して独立委員会委員に就任予定です。各委員の略歴は別紙2をご参照ください。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主の皆様にご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次に掲げる等の当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

①下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

- 1) 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
- 2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- 3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
- 4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことを指します。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

③当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

④買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合

⑤当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係、または当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その公正性、透明性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得価格の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討した上で決定することといたします。

なお、当該大規模買付行為において、例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限り行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外的措置を行うことはしないものとします。

（２） 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合および当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。また、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙４に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合は、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、当社は、新株予約権の発行を対抗措置とする場合において、その機動的発動を確保するために平成 25 年 6 月 19 日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をされる上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとる場合がありますが、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行する際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。従い、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 大規模買付ルールの有効期限

上記本方針の継続を決定した当社取締役会には、当社社外監査役 3 名を含む監査役 4 名全員が出席し、いずれの監査役も、上記本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べました。

前述のとおり、本方針につき株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、本年 6 月開催予定の本株主総会においても本方針を議案としてお諮りする予定です。また、本議案が本株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただき承認された場合には、大規模買付ルールの有効期間を本株主総会終結の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議により大規模買付ルールを廃止することがあります。また、有効期間中に大規模買付ルールを修正または変更する場合があります。大規模買付ルールが廃止、修正または変更がなされた場合には、その内容につき速やかに情報開示を行います。

7. 本方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記 1. 「大規模買付ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件を設定していること

本方針は、上記 4. 「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

本方針における対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を尊重するものであること

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、一部修正して継続されるものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 6.「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けたものが、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により本方針を廃止することが可能です。したがって、本方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は 1 年であり、期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

注 1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

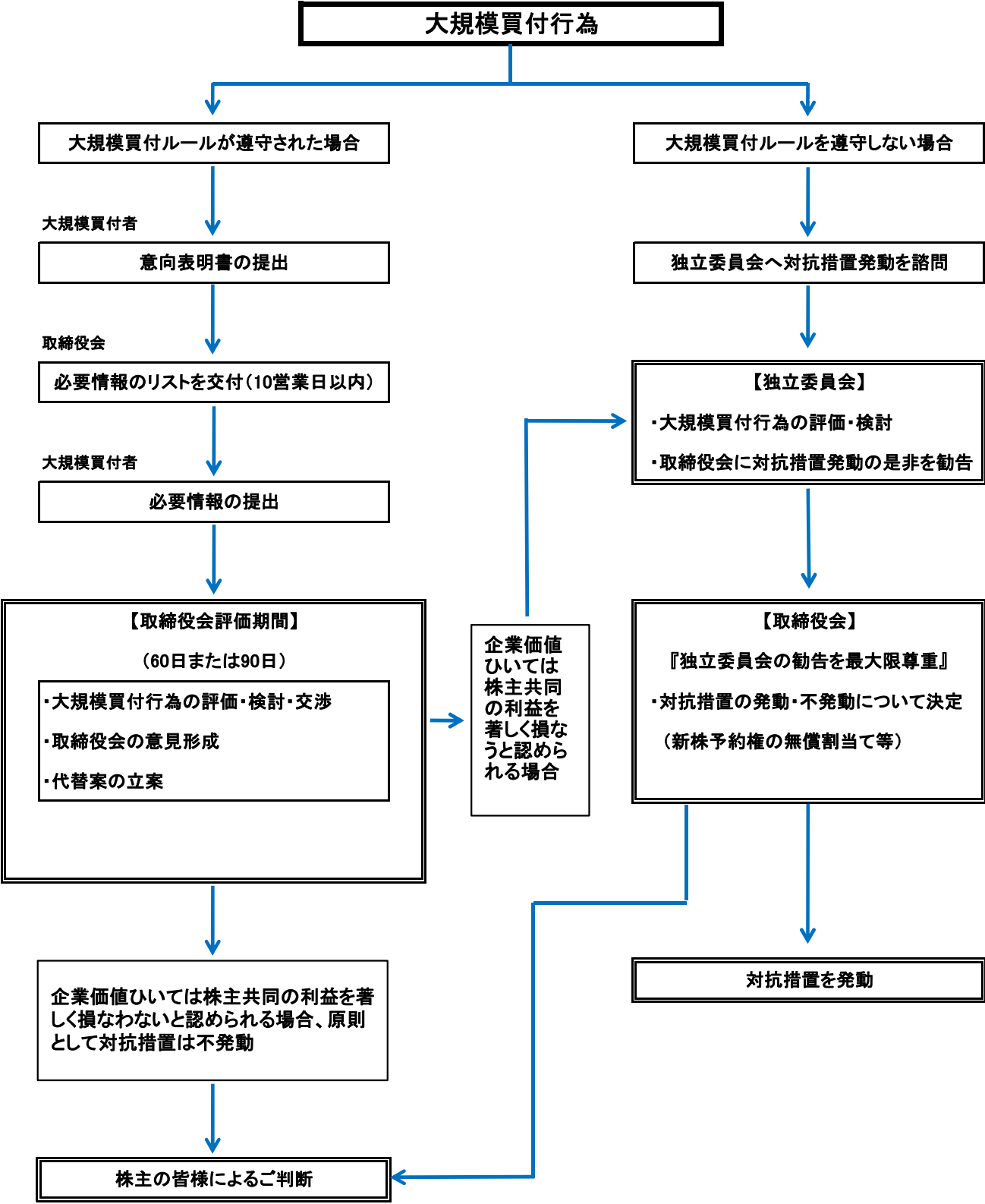
注 2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）

も計算上考慮されるものとします。) または、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3 : 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 4 : 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

《大規模買付行為開始時のフローチャート》



※本フローチャートは、本方針の手続きの概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご覧ください。

独立委員会委員の氏名および略歴

川下 清(かわした きよし)氏

昭和 29 年 11 月 20 日生まれ

略 歴 昭和 53 年 司法試験合格

昭和 56 年 司法修習終了(33 期)および弁護士登録(No.1 7 5 2 0)

主な兼職 梅田総合法律事務所 所属

村尾 勝利(むらお かつとし)氏

昭和 30 年 4 月 19 日生まれ

略 歴 昭和 56 年 司法試験合格

昭和 59 年 司法修習終了(36 期)および弁護士登録(No.1 8 8 3 3)

主な兼職 村尾法律事務所 代表

佐々木寛治(ささき かんじ)氏 当社社外監査役

昭和 20 年 6 月 24 日生まれ

略 歴 昭和 47 年 11 月 等松・青木監査法人入所

昭和 51 年 3 月 公認会計士登録

昭和 51 年 7 月 税理士登録

昭和 55 年 12 月 等松・青木監査法人退所

昭和 56 年 1 月 公認会計士・税理士佐々木寛治事務所開設

昭和 56 年 11 月 東陽監査法人入所 代表社員就任

平成 15 年 6 月 当社社外監査役就任

主な兼職 佐々木会計事務所 代表

東陽監査法人 代表社員・公認会計士

以 上

大株主の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

氏名または名称	所有株式数（株）	発行済株式数に対する 所有株式数の割合（％）
丸一鋼管株式会社	9,270,685	9.86
JFE スチール株式会社	4,337,282	4.61
株式会社ヨシムラホールディングス	4,000,000	4.25
株式会社三井住友銀行	3,900,310	4.14
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3,886,134	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社（信託口）	3,523,900	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社（三井住友信託銀行再信託分・ JFE スチール株式会社退職給付信託 口）	3,003,000	3.19
吉村 精仁	2,690,000	2.86
株式会社メタルワン	2,069,125	2.20
ダイワキャピタルマーケットツシンガ ポールリミテッド（トラストアカウ ント）	2,000,000	2.12

以 上

新株予約権無償割当ての概要

別紙 4

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものとし、その割当の効力発生日は当社取締役会が別途定めるものとする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、100,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件とする。詳細については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

なお、当社は、機動的発動を確保するために平成25年6月19日を有効期限とする新株予約権の発行登録を行っております。なお、上記の有効期限になりましたら再登録する予定であります。

以 上